

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県手話言語条例（平成二十八年三月二十九日埼玉県条例第十七号）第7条第2項の規定に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者の意見を聴くために設置する埼玉県手話環境整備施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者たちから、福祉部長が選任した者とする。

- (1) 聴覚障害者団体の関係者
- (2) 聴覚障害者支援機関の関係者
- (3) 手話通訳の関係者
- (4) 手話サークルの関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 学校教育の関係者
- (7) 障害福祉関係の行政職員

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることがある。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 懇話会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、福祉部障害者福祉推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。